

令和8年7月6日

信太山駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。

2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備 考
52	蛍光灯収集運搬処分	陸上自衛隊信太山駐 屯地	8.12.31	8.7.6	8.7.15 08:30	8.7.15 08:30	なし	事前に収集・運 搬・処分の許可 証を提出
			以下余白					

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒594-8502

住所：大阪府和泉市伯太町官有地

契約機関名（担当）：陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊（担当 野口）

電話番号（内線）：0725-41-0090（内線556）

FAX番号：0725-41-9453（直通）

メールアドレス：ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号	52 (8.7.6)
-----------	--------------

見積金額¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

	品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額
1	蛍光灯収集運搬処分	陸上自衛隊仕様書のとおり	式	1		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊信太山駐屯地		納期 (履行期限)		8.12.31
	契 約 保 証 金	(免 除)		入札(見積)書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年7月15日

分任契約担当官陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 大西 隆也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

件名リスト一連番号	52 (8.7.6)
-----------	-----------------------

見積金額¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

	品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額
1	蛍光灯収集運搬処分	陸上自衛隊仕様書のとおり	式	1		
2		以下余白				
3						
4	調査金額内訳を記載してください。(業者様式可)					
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊信太山駐屯地		納期 (履行期限)		8.12.31
	契 約 保 証 金	(免 除)		入札(見積)書 有効期間		

本調査は一般的な市場動向を調査する目的あり、実際の応札(見積)価格と同一のものではありません。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 大西 隆也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

調達要求番号 : 6RLH1A10001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
蛍光灯収集運搬処分			
		作 成	令和 8 年 7 月 2 日
		変 更	
		作成部隊名	信太山駐屯地業務隊（総務科）

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊信太山駐屯地の蛍光灯収集運搬処分の役務作業について必要な事項を規定する。

2 期 間

契約締結日～令和8年12月31日

3 履行場所

大阪府和泉市伯太町官有地 陸上自衛隊信太山駐屯地 ゴミステーション

4 廃棄物

- (1) 蛍光灯・直管型 307kg
- (2) 蛍光灯・丸型 17kg
- (3) 電球型 15kg
- (4) 破損した蛍光灯 14kg
- (5) 各種蛍光灯を収納している容器

5 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書、各種関係法令等及び係官の指示に基づき実施すること。
- (2) 作業に際して、仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ係官の指示に基づき実施すること。
- (3) 作業に伴う関係機関等への届け出及び必要な検査が生じた場合は、請負業者の責任において速やかに実施すること。

6 特記事項

産業廃棄物は、法令に基づき処理し、処理業者は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業の許可を受けたものとする。また処分後は、産業廃棄物管理表（E票）を速やかに提出するものとする。

7 特記事項

- (1) 作業完了後、産業廃棄物管理票（E票）を提出し検査合格をもって完了とする。
- (2) 産業廃棄物管理票（E票）提出期限：令和8年12月31日